

下関市立大学学部生の大学院授業科目の履修に関する要綱

令和3年3月31日制定

改正 令和5年3月7日

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号）第29条第2項の規定に基づき、下関市立大学経済学部在籍学生（以下「学部生」という。）が下関市立大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 早期履修は、研究科に進学を希望する学業成績優秀な学部生に対して、研究科の授業科目を履修する機会を提供するとともに、学部教育と大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(履修資格)

第3条 早期履修ができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 履修時に本学経済学部の卒業予定年次に在学する者
- (2) 研究科に進学を希望する者
- (3) 大学院運営会議が学業成績優秀と認める者

(履修科目)

第4条 早期履修の授業科目の選択に当たっては、申請者が履修する専門演習Ⅱを担当する教員又は研究科の領域ごとに所属する下関市立大学の専任教員の指導を受けなければならない。

(履修科目の上限)

第5条 早期履修として申請することができる単位数は、合計20単位の範囲内で学長が定めるものとする。

2 早期履修の申請に当たっては、下関市立大学経済学部履修規程（平成19年規程第57号）第6条第1項に規定する単位数の上限を超えることはできない。

(申請手続)

第6条 早期履修を希望する者は、指定する期間内に、別記様式に定める申請書を学長に提出しなければならない。

(履修の許可)

第7条 学長は、学部生から早期履修の申請があった場合は、大学院運営会議に諮った後に、これを許可することができる。

(履修登録)

第8条 前条の規定により履修を許可された者（以下「早期履修者」という。）は、別に定める期日までに、早期履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

(単位及び学修の評価)

第9条 早期履修した授業科目の単位の授与及び成績の評価は、下関市立大学大学院学則(平成19年規則第2号。以下「大学院学則」という。)第19条によるものとする。

(修得した単位の取扱い)

第10条 早期履修者が修得した単位は、早期履修者が卒業後、研究科に入学した場合に、大学院学則第23条第1項に基づき、入学後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項において認定する単位数は、本学大学院の科目に係る他の既修得単位認定制度と合わせて20単位の範囲内で学長が定める。

3 早期履修により修得した単位は、経済学部の卒業要件単位及びGPA(Grade Point Average)には算入しない。

(その他)

第11条 学部生の早期履修について、本要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月7日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

